NANKAI

第99期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成28年６月24日（金曜日）
午前10時（午前９時受付開始）

開催場所

大阪市浪速区難波中三丁目４番36号
大阪府立体育会館２階第１競技場

株主総会当日にご出席いただけない場合

同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使下さいますようお願い申しあげます。

**行使期限：平成28年６月23日（木曜日）
午後５時50分**

目次

第99期定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類 …… 4

第１号議案　剰余金の配当の件 …… 4

第２号議案　監査役４名選任の件 …… 5

第３号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件 …… 8

（添付書類）

事業報告 …… 20

連結計算書類 …… 49

計算書類 …… 51

監査報告書 …… 53

南海電気鉄道株式会社

証券コード　9044

証券コード　9044
平成28年６月１日

株 主 各 位

大阪市中央区難波五丁目１番60号
（本社事務所
大阪市浪速区敷津東二丁目１番41号）
南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長　遠 北 光 彦

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、**同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、平成28年６月23日（木曜日）午後５時50分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具



郵送による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送下さい。

行使期限：平成28年６月23日（木曜日）午後５時50分



インターネットによる議決権の行使の場合

３ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照いただき、議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net/）にアクセスのうえ、賛否をご入力下さい。

行使期限：平成28年６月23日（木曜日）午後５時50分

記

1．日　　時　　平成28年６月24日（金曜日）　午前10時（午前９時受付開始）

2．場　　所　　大阪市浪速区難波中三丁目４番36号
大阪府立体育会館２階第１競技場
(末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。)

3．目的事項

報告事項　　1　第99期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2　会計監査人及び監査役会の第99期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　　第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　監査役４名選任の件
第３号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

以　上

◆ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申しあげます。

◆ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載のほか、上記の当社ホームページに掲載の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

◆ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net/）

2．議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

（2）インターネットによる議決権の行使期限は、**平成28年６月23日（木曜日）午後５時50分**となっております。

（3）議決権行使書とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3．パスワードのお取扱いについて

（1）パスワードは、議決権行使をされる方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱い下さい。

（2）パスワードは一定回数間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせについて

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

（電　　話）０１２０－６５２－０３１

（受付時間）午前９時から午後９時

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の配当の件

当社は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めつつ、収益のさらなる向上をはかることにより、株主の皆さまに対して安定的な配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期は、特別損失として減損損失の計上があったものの、堅調に推移する足元の業績動向や安定した収益基盤が確立しつつある状況等を勘案いたしました結果、株主の皆さまへの利益還元を重視し、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金6円 (中間配当を見送りましたので年6円配当) 総額　3,401,168,076円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年6月27日

第２号議案　監査役４名選任の件

監査役　藤田隆一、同　勝山正章、同　奥　正之及び同　荒尾幸三の４氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

1　藤田隆一（ふじた たかいち）　（昭和27年２月14日生）　再任

● 所有する当社の株式の数　50,000株

● 略歴及び当社における地位

昭和50年４月	当社入社
平成15年６月	当社なんばパークス営業部長
平成19年６月	南海都市創造株式会社常務取締役
平成20年６月	当社常任監査役（常勤）、現在に至る

● 重要な兼職の状況

南海辰村建設株式会社　監査役

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業に精通するとともに、監査役会議長として監査役監査の実効性向上に向けた取組みを主導するなど、引き続き常任監査役（常勤）としての職責を適切に果たしていただけるものと考え、監査役候補者として選任しております。

2　勝山正章（かつやま まさふみ）　（昭和29年９月５日生）　再任

● 所有する当社の株式の数　24,000株

● 略歴及び当社における地位

昭和52年４月	当社入社
平成22年10月	当社難波・ＳＣ営業本部企画部長
平成23年６月	株式会社南海国際旅行取締役社長
平成24年６月	当社常任監査役（常勤）、現在に至る

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業に精通するとともに、主要子会社の社長在任時において内部統制体制の整備に注力するなど、監査役としての適格性を備えていることから、引き続き常任監査役（常勤）としての職責を適切に果たしていただけるものと考え、監査役候補者として選任しております。

3 奥（おく） 正之（まさゆき） (昭和19年12月２日生)

社外 再任

● 所有する当社の株式の数　　0株

● 略歴及び当社における地位

昭和43年４月	株式会社住友銀行入行
平成６年６月	同行取締役
平成10年11月	同行常務取締役
平成13年１月	同行専務取締役
平成13年４月	株式会社三井住友銀行専務取締役
平成14年12月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役
平成15年６月	株式会社三井住友銀行副頭取
平成17年６月	同行頭取兼最高執行役員
平成17年６月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(代表取締役)
平成20年６月	当社監査役、現在に至る
平成23年４月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長、現在に至る

● 重要な兼職の状況

株式会社三井住友フィナンシャルグループ　取締役会長
花王株式会社　社外取締役
中外製薬株式会社　社外取締役
株式会社小松製作所　社外取締役
パナソニック株式会社　社外取締役
東亜銀行有限公司　非常勤取締役

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由

同氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社における監査の実効性を高めていただけるものと考え、社外監査役候補者として選任しております。

● 社外監査役候補者に関する事項

同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって８年となります。

同氏が社外取締役を務めるパナソニック株式会社は、冷蔵庫用コンプレッサー事業の独占禁止法違反行為に関し、平成23年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受けましたが、同氏は、当該違反行為発生後に同社の社外取締役に就任しております。また、同社は、特定顧客向けの一部自動車部品事業の独占禁止法違反行為に関し、平成25年７月に米国司法省、平成26年２月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意しました。同氏は、上記の各事実が判明するまで各違反行為を認識しておりませんでしたが、平素より法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることのないよう努めるとともに、各事実の判明後は、再発防止に向けた同社の取組みの内容を確認しております。

4 荒尾幸三（あらおこうぞう）（昭和21年１月20日生）

社外　再任

● 所有する当社の株式の数　　1,260株

● 略歴及び当社における地位

昭和46年７月　弁護士登録
平成８年４月　大阪弁護士会副会長
平成22年６月　当社監査役、現在に至る

● 重要な兼職の状況

弁護士
日本毛織株式会社　社外取締役
株式会社日本触媒　社外取締役
ホソカワミクロン株式会社　社外監査役

● 当社との間の特別の利害関係

なし

● 候補者とした理由

同氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、弁護士としての専門的知見と長年にわたり企業法務に携わってこられた豊富な経験に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社における監査の実効性を高めていただけるものと考え、社外監査役候補者として選任しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

● 社外監査役候補者に関する事項

同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって６年となります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、同氏が再選されることを条件に、指定を継続する予定であります。
同氏は、平成22年６月から当社の子会社（特定関係事業者）である住之江興業株式会社の監査役に就任しております。

第３号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

当社定款第18条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策の内容を更新すること、及び当社株式の大量買付行為に関する対応策に利用するため、下記２「本プランの内容」記載の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．当社株式の大量買付行為に関する対応策の更新を必要とする理由

当社は、平成28年３月30日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ(2)）として、本総会における株主の皆さまのご承認を条件に、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、本総会における承認に基づく更新前のプランを「旧プラン」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を更新することについて決定いたしました。なお、旧プランは本総会終結の時をもって有効期間が満了することになります。本議案は、上記のとおり、本プランを更新すること及び新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役会に委任することにつきお諮りするものであります。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

後記事業報告　３「会社の体制及び方針」中、(2)「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」　①「基本方針の内容」をご参照下さい。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿ったものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案したり、あるいは株主の皆さまがかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であります。

2．本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。なお、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買収を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆さまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することを予定しています。当社取締役会は、これらの過程において、外部の専門家に対し、買収行為に対する対応の方法等について助言を求めることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、株主の皆さまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注１）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

① 当社が発行者である株券等（注２）について、保有者（注３）の株券等保有割合（注４）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注５）について、公開買付け（注６）を行う者の株券等所有割合（注７）及びその特別関係者（注８）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注９）、特別関係者、買付者等を被支配法人（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注11）
② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
③ 買付等の価額及びその算定根拠
④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
⑩ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉

① 当社取締役会による検討等

当社取締役会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、適宜検討期間（原則として90日を上限とします。以下「当社検討期間」といいます。）を定めたうえ、買付等の内容等の検討、買付者等の提示する経営計画・事業計画等の検討、代替案の検討等を行います。また、当社

取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、当社取締役会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲（原則として、30日を上限とします。）内で、当社検討期間を延長することができるものとします。当社検討期間が延長された場合、当社取締役会は、延長される期間及び理由を速やかに情報開示するものとします。

② 外部専門家からの意見等の取得

当社取締役会は、当社取締役会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、外部のファイナンシャル・アドバイザー及び弁護士の助言を必ず得るとともに、必要に応じて、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言又は意見を得るものとします。

③ 当社取締役会による意見の提示

上記①の検討等の後、当社取締役会は、当社取締役会としての買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。また、代替案がある場合は当該代替案を含むものとします。以下同じとします。）をとりまとめ、株主の皆さまに対して提示いたします。

(e) 株主意思確認総会の招集／取締役会の決議

当社取締役会は、上記(d)に定めた手続に従い検討を行った結果、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨決定した場合を除き、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。但し、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち、発動事由その１に該当する場合には、株主意思確認総会を招集せずに、取締役会において本新株予約権の無償割当ての実施についての決議をすることができるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等についての決定を行うものとします。

上記にもかかわらず、当社取締役会は、株主意思確認総会又は当社取締役会において一旦本新株予約権の無償割当ての実施の決定をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日

以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得することがあります。

① 当該決定後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

② 当該決定の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

上記のほか、当社取締役会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断する場合に、株主総会を開催し、買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことができるものとします。

(f) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により情報提供がなされたか否かに関する事実、当社検討期間が開始した事実、当社検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由、株主意思確認総会の招集を決定した事実を含みます。）、株主意思確認総会の決議の概要、当社取締役会の決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当すると認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される株主意思確認総会の決議（但し、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される事由により株主意思確認総会を招集しない場合には、当社取締役会の決議）により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

記

発動事由その１

本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その２

以下の各号に定める要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係や当社グループのブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆さまに対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、１か月間から６か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注12）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注13）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注14）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除

き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得
① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものをすべて取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、(Ⅰ)当社の株主総会において、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(Ⅱ)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、本総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年３月30日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

注１．「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
２．金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
３．金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
４．金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。
５．金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。
６．金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。
７．金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。

8．金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
9．金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
10．金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。
11．買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について上記２(2)(c)①に準じた情報を含みます。
12．原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社株主総会又は当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
13．原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社株主総会又は当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
14．ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

15. 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(ⅰ)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ⅱ)20％のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社株主総会又は当社取締役会が定めるものとします。

以　上

(添付書類)

事業報告 (平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

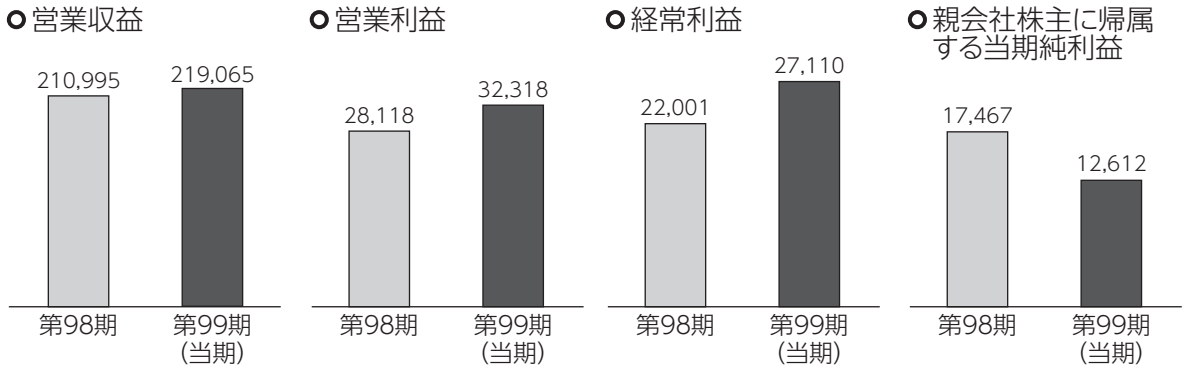
当期のわが国経済は、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたものの、海外経済の下振れ等により、期末にかけて先行きの不透明感が強まってまいりました。

このような経済情勢の下におきまして、当社グループでは、当期を初年度とする中期経営計画「深展133計画」を策定し、各種施策への取組みを進めてまいりました。

この結果、当期におきましては、空港関連旅客輸送が好調に推移したことに加え、平成26年７月１日付をもって泉北高速鉄道株式会社を当社の連結子会社としたこと等が寄与し、営業収益は2,190億65百万円（前期比3.8％増）となり、営業利益は323億18百万円（前期比14.9％増）、経常利益は271億10百万円（前期比23.2％増）を計上することができました。しかしながら、親会社株主に帰属する当期純利益は、賃貸用不動産等の収益性低下に伴う減損損失を特別損失として計上したことにより、126億12百万円（前期比27.8％減）となりました。

以下、各事業（セグメント）につきまして、事業の概況をご報告申しあげます。

(単位：百万円)



運輸業

鉄道事業におきましては、営業面では、昨春の高野山開創1200年記念大法会の執行により国内外からの注目が集まる好機を捉え、特急「こうや」の特別仕様への改装やインバウンド旅客を対象とした特別きっぷの発売等、高野山への参詣者輸送に注力いたしましたほか、NHK大河ドラマ「真田丸」の放送開始に先立ち、昨年11月１日、「南海・真田赤備え列車」の運行を開始するなど、真田幸村（信繁）蟄居の地である九度山への旅客誘致に努めました。また、増大するインバウンド旅客のニーズに確実に応えるために、各種企画きっぷのラインナップの充実及び販路の拡大並びに受入体制の整備に努めましたほか、映画「スター・ウォーズ／フォースの覚醒」とタイアップした特別仕様の特急「ラピート」を運行するなど、空港線の利用促進に注力いたしました。さらに、12月５日、高野線及び泉北高速鉄道線のダイヤ改正を実施し、特急「泉北ライナー」の新設等、大阪市内と泉北高速鉄道線沿線間の速達性の向上をはかり、乗継利用の利便性向上に努めました。施設・車両面では、旅客案内の４か国語（日・英・中・韓）対応を進めるため、南海線において、車内に液晶ディスプレイを装備した8300系新型車両20両を投入いたしましたほか、難波駅の列車行先案内表示装置の更新を進めるなど、インバウンド旅客に対するサービスの向上に努めました。また、難波駅・橋本駅間において、高野線新型ATS導入工事を完了させるなど、運転保安度の向上をはかりました。

以上のような諸施策により、当社線の輸送人員は２億33百万人（前期比2.8％増）となりました。

バス事業におきましては、一般乗合バス路線において、泉北エリアの交通利便性を向上させるため、泉北高速鉄道線と同日にダイヤ改正を実施し、同線との接続を強化するなど、旅客需要に即した輸送体制の整備に努めるとともに、昨年４月１日、交通系ICカードサービスの利用範囲を拡大し、旅客の利便性向上をはかりました。また、高野山開創1200年記念大法会期間中におきましては、山内の参詣者輸送に注力いたしました。空港リムジンバス路線におきましては、７月１日、大阪駅前線のダイヤ改正を実施し、大阪市内へ向けて国内の空港では初となる24時間アクセスを実現するなど、関西国際空港アクセスの利便性向上をはかりました。このほか、本年３月１日から、インバウンド旅客向け観光周遊バス「大阪ワンダーループ」の運行業務を他の事業者と共同で受託いたしました。

海運業におきましては、和歌山・徳島航路を高野山と四国霊場とを結ぶ「海の遍路道」と銘打ち、自治体と共同でキャンペーンを展開するなど、旅客需要の喚起に注力いたしました。

この結果、運輸業の営業収益は987億29百万円（前期比5.5％増）となり、営業利益は、燃料価格の下落にも支えられ、165億円（前期比27.5％増）となりました。

不動産業

不動産賃貸業におきましては、パークスタワーをはじめとする沿線の各物件や東大阪及び北大阪流通センター内各施設の稼働率の維持向上に努めましたほか、インターナショナル・サービスアパートメント「フレイザーレジデンス南海大阪」において、インバウンド旅客の増加を背景に収益の拡大に努めました。また、昨年４月１日、泉北高速鉄道株式会社において、同社の北大阪流通センターに隣接して加工食品卸売団地を運営する株式会社大阪府食品流通センターの全株式を取得いたしました。

不動産販売業におきましては、南海林間田園都市 彩の台や南海くまとり・つばさが丘等で宅地及び戸建住宅の分譲を進めましたほか、当社沿線にあっては堺七道及び河内長野、沿線外では大阪府東大阪市（近鉄奈良線若江岩田駅）、京都市山科区（京都市交通局東西線東野駅）及び京都府向日市（阪急京都線洛西口駅）において、当社グループの分譲マンションブランド「ヴェリテ」シリーズを展開いたしました。

この結果、不動産業の営業収益は337億44百万円（前期比4.4％増）となり、営業利益は93億79百万円（前期比4.4％増）となりました。

流通業

ショッピングセンターの経営におきましては、昨春にリニューアルしたなんばパークスの販売促進に努めましたほか、なんばCITY及びなんばパークスに「免税カウンター」を設置するとともに、なんばCITY本館地下２階フロアに「日本ならでは」や「メイドインジャパン」の商品をそろえた店舗を誘致するなど、インバウンド旅客のニーズに応える商品・サービスの充実をはかりました。また、ショップタウン泉ヶ丘（駅南）（新名称　泉ヶ丘ひろば専門店街）において、昨年10月29日、今春の完成をめざすリニューアル計画の第１期として、ファミリー層向けの新

規店舗を開業させるとともに、施設内の「ちびっこ広場」を開放感ある交流スペースとして改装するなど、泉ケ丘駅前地区の魅力・集客力の向上をはかりました。このほか、南海本線堺駅前プラットプラットにおいて、昨秋、近隣への競合施設の進出に備えたリニューアルを実施し、競争力の強化に努めました。

駅ビジネス事業におきましては、高野線堺東駅において、本年３月３日、駅利用者の利便性向上と駅の賑わい創出をはかるため、駅ナカ商業施設をリニューアルいたしました。

この結果、流通業の営業収益は352億円（前期比4.0％増）となりましたが、なんばCITYのリニューアル関連費用を計上したこともあり、営業利益は31億63百万円（前期比6.6％減）となりました。

レジャー・サービス業

遊園事業におきましては、みさき公園において、イルカをはじめ動物とのふれあいを目的とした体験型イベントに注力いたしましたほか、幼児や小学生に人気の催物の開催や大型アスレチック遊具の新設等、ファミリー層を中心にお客さまの誘致に努めました。

旅行業におきましては、高野山への募集型企画旅行商品のほか、インバウンド旅客向けのメディカルツーリズム商品の販売に注力いたしました。

ホテル・旅館業におきましては、ホテル中の島において、海外のメディアや旅行代理店を通じた情報発信を強化いたしました結果、インバウンド旅客の宿泊が大幅に増加いたしました。

ビル管理メンテナンス業におきましては、関西国際空港旅客ターミナルビルをはじめ、既存管理物件において提供するサービス品質の維持向上をはかるとともに、商業施設のほか、ホテル、医療機関、公共施設等の新規管理物件の受託と設備工事の受注に努めました。

葬祭事業におきましては、会員募集活動を強化するとともに、小規模葬儀の増加に対応し、一部会館のリニューアルを実施するなど、葬儀件数の増加に努めました。

以上のような諸施策により、レジャー・サービス業の営業収益は388億63百万円（前期比5.0％増）となり、営業利益は、ボートレース施設賃貸業において設備更新に伴い減価償却費が増加したこともあり、18億41百万円（前期比1.3％増）となりました。

建設業

建設業におきましては、かねてより、民間住宅工事のほか、医療福祉施設等の民間非住宅分野や首都圏での土木工事等の受注活動に取り組んでまいりました結果、営業収益は448億30百万円（前期比14.6％増）となり、工事原価管理の徹底等による利益率の改善に努めたことから、営業利益は19億46百万円（前期比80.0％増）となりました。

その他の事業

その他の事業におきましては、営業収益は18億25百万円（前期比5.8％減）となり、営業利益は１億23百万円（前期比32.3％減）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境は、関西国際空港への就航便数やインバウンド旅客の増加等の明るい材料があるものの、少子高齢化やこれに伴う市場規模の縮小等により競争が一段と激化するなど、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、当社グループでは、量的成長（収益拡大）と質的向上（財務健全性向上）により、事業基盤を一層強固なものとするために、平成27年度から平成29年度までを対象期間とする中期経営計画「深展133計画」を策定し、推進しております。本計画では、これまで築いてきた事業基盤を「さらに深耕し展げていく３年間」と位置付け、次の３項目を基本方針（最重点項目）として、引き続き諸施策に取り組んでまいります。

ア、泉北関連事業の強化

泉北高速鉄道株式会社の子会社化による効果を確実に実現させるために、当社グループ内での戦略的連携を強化し、泉北エリアにおける輸送サービスの利便性・快適性の向上をはかるとともに、事業の効率化に努めてまいります。また、泉北エリア全体の活性化の起爆剤として、エリアの中心となる泉ケ丘駅及び駅前商業施設のリニューアルを計画的に推進するなど、エリア人口の流出抑制と流入促進、集客力の向上をはかり、当社グループの収益向上を実現させてまいりたいと存じます。さらに、東大阪及び北大阪の流通センターにおいて、施設の再編・高

度利用計画を策定・推進するなど、当社グループ内の物流事業の業容拡大をはかってまいります。

イ、関空・インバウンド事業の拡大

増大するインバウンド需要を確実に取り込むため、関空アクセスを中心に旅客需要に即した商品の拡充とインターネット直販強化に注力するとともに、駅施設・車両等における多言語対応をはじめ、ハード・ソフト両面において、より快適な利用環境の整備を加速させてまいります。このほか、自治体等との連携により、関西全体の魅力向上と情報発信に努めるなど、大阪がインバウンドゲートシティとしての地位を確立できるよう率先して取り組むことを通じて、当社グループの事業エリアへのインバウンド旅客の来訪を促進し、収益機会の拡大をはかってまいります。また、本年４月１日から関西国際空港の運営権が当社も出資する民間事業者へ移管されたことを受けて、今後の同空港の運営の変化を注視するとともに、当社グループをあげて同空港関連収益基盤のさらなる拡大をはかってまいりたいと存じます。

ウ、なんばエリアの求心力向上

国内外へのアクセスに優れたなんばターミナル直結の利便性を活かし、なんばエリアの可能性を最大限に引き出すことをめざして、南海会館ビル建替計画を推進してまいります。新南海会館ビル（仮称）が、最高水準のBCP（事業継続計画）に対応したビジネスセンター機能をはじめ、インバウンド対応、MICE（※）及び先進・予防医療等、多様なニーズに応える各種サービス機能を具備したなんばエリアの新たな核となるよう、平成30年９月の完成をめざし、建設工事とテナント誘致を着実に進めてまいります。このほか、なんばCITY及びなんばパークスのリニューアルやエリア連携によるまちづくり活動の推進等を通じて、なんばエリアのさらなる魅力向上と競合エリアとの差別化に取り組んでまいります。

以上の基本方針に沿い、スピード感をもって諸施策を推進する一方、当社グループ及び事業エリアのブランドイメージ向上策を積極的に展開するなど、引き続き「沿線エリアの魅力創造」に注力し、インバウンド需要のみに依存しない確固たる事業基盤の確立に努めるとともに、事業・財務・人材等のあらゆる側面において「グループ経営基盤の強化」をはかってまいります。

また、当社グループの普遍的な経営課題である「安全・安心の徹底」、「環境重視」、「コンプライアンスの徹底」及び「顧客志向の追求」をグループ経営方針として定め、これらを確実に実践するとともに、災害対策をはじめ危機管理体制をより一層強化することで、すべてのステークホルダーからの信頼に応え、健全で良好な関係の構築・維持に努めてまいります。

これらの取組みにより、企業の持続的な成長をはかるため、ビジネス機会の確実な結実によって収益の拡大を実現するとともに、有利子負債とキャッシュ・フローのバランスを重視した財務体質の改善を両立させ、当社グループが一丸となって、揺るぎない経営基盤の確立と企業価値の最大化をめざしてまいりたいと存じます。

※　MICE（マイス）：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称

(3) 資金調達の状況

設備資金に充当するため、株式会社日本政策投資銀行からの58億円をはじめ所要の借入を行うとともに、借入金返済資金に充当するため、当社におきまして、平成28年１月21日に第39回無担保社債100億円を発行いたしました。

なお、当期末の借入金及び社債の残高は4,841億60百万円となり、前期末に比し130億48百万円の減少となりました。

(4) 設備投資等の状況

① 当期中に完成した主な工事等は、次のとおりであります。

運輸業

南海本線北助松駅・忠岡駅間（泉大津市内）連続立体交差化工事
鉄道車両新造工事（20両）
運転状況記録装置設置工事
高野線新型ATS導入工事
バス車両新造工事（40両）
南海バス株式会社新空港営業所建設工事

不動産業

セントラルウェルネスクラブ住ノ江リニューアル工事
南海堺東ビル改修工事
大阪府東大阪市本庄中二丁目72番ほか８筆の土地（東大阪流通センター隣接地）取得

流通業

なんばCITY本館地下２階リニューアル工事

レジャー・サービス業

ボートピア梅田投票関連機器及び映像関連機器更新工事

② 当期末現在施行中の主な工事等は、次のとおりであります。

運輸業

南海本線石津川駅・羽衣駅間（堺市内）連続立体交差化工事
南海本線浜寺公園駅・北助松駅間及び高師浜線羽衣駅・伽羅橋駅間（高石市内）連続立体交差化工事
鉄道車両新造工事（16両）
高野線列車運行管理システム導入工事
南海本線難波駅列車行先案内表示装置更新工事
電力指令システム更新工事

不動産業

南海会館ビル建替工事

和歌山市駅活性化計画（第１期工事）オフィス棟建設工事

北大阪トラックターミナル新管理棟建設工事

流通業

なんばCITY南館リニューアル工事

南海本線難波駅・今宮戎駅間高架下商業施設新設工事（第３期）

ショップタウン泉ヶ丘（駅南）（新名称　泉ヶ丘ひろば専門店街）リニューアル工事

ショップ南海住ノ江リニューアル工事

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分		第96期 (平成24年度)	第97期 (平成25年度)	第98期 (平成26年度)	第99期 (平成27年度) (当期)
営業収益	(百万円)	184,412	197,495	210,995	219,065
経常利益	(百万円)	15,474	16,899	22,001	27,110
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,518	9,615	17,467	12,612
１株当たり当期純利益	(円)	14.38	18.40	32.58	22.25
総資産	(百万円)	781,589	781,671	909,547	894,621
純資産	(百万円)	143,176	152,039	199,991	203,939

注１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を除いて算出しております。
２．第98期において、大阪府都市開発株式会社（現商号　泉北高速鉄道株式会社）の株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。
３．第98期において、公募による新株式の発行及び自己株式の処分並びに第三者割当による新株式の発行を行いました。

(6) 重要な子会社の状況（平成28年３月31日現在）

会　社　名	資 本 金	持株比率	主要な事業内容
泉北高速鉄道株式会社	4,000百万円	99.93% (99.99%)	鉄道事業、不動産賃貸業
南海バス株式会社	100百万円	100.0%	バス事業
関西空港交通株式会社	96百万円	100.0%	バス事業
徳島バス株式会社	144百万円	51.1%	バス事業
南海フェリー株式会社	100百万円	100.0%	海運業
南海車両工業株式会社	80百万円	100.0%	車両整備業
南海不動産株式会社	100百万円	100.0%	不動産販売業
南海商事株式会社	70百万円	100.0%	駅ビジネス事業
株式会社南海国際旅行	100百万円	99.4%	旅行業
住之江興業株式会社	400百万円	63.2%	ボートレース施設賃貸業
南海ビルサービス株式会社	100百万円	90.1% (100.0%)	ビル管理メンテナンス業
南海辰村建設株式会社	2,000百万円	57.7% (63.2%)	建設業

注　（　）内数字は、当社の子会社の持株数を含めた持株比率であります。

(7) 主要な事業内容、営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

当社グループは、運輸業をはじめ、不動産業、流通業、レジャー・サービス業、建設業及びその他の事業を営んでおります。

なお、主要な営業所等は、次のとおりであります。

会　社　名	事業内容	主要な営業所、路線、施設等
当　社 （本社：大阪市）	鉄道事業	営業キロ程　154.8km（大阪府、和歌山県） 駅　　数　100駅 車 両 数　688両
	不動産賃貸業	南海ビル、パークスタワー、スイスホテル南海大阪、 南海堺東ビル、南海堺駅ビル（以上大阪府）、 南海和歌山ビル（和歌山県）
	不動産販売業	南海橋本林間田園都市（和歌山県）、南海美加の台、 南海くまとり・つばさが丘（以上大阪府）
	ショッピングセンターの経営	なんばCITY、なんばパークスShops&Diners （以上大阪府）
	遊園事業	みさき公園（大阪府）
泉北高速鉄道株式会社 （本社：大阪府和泉市）	鉄道事業	営業キロ程　14.3km（大阪府） 駅　　数　６駅 車 両 数　108両
	不動産賃貸業	東大阪流通センター、北大阪流通センター （以上大阪府）
南海バス株式会社 （本社：大阪府堺市）	バス事業	営 業 所　堺営業所、泉北営業所、東山営業所、 空港営業所、河内長野営業所、 光明池営業所（以上大阪府） 路　　線　一般乗合バス92路線、高速バス８路線、 空港リムジンバス11路線 車 両 数　485両
関西空港交通株式会社 （本社：大阪府泉佐野市）	バス事業	営 業 所　りんくう営業所（大阪府） 路　　線　空港リムジンバス23路線 車 両 数　102両

会　社　名	事業内容	主要な営業所、路線、施設等
徳島バス株式会社 （本社：徳島市）	バス事業	営 業 所　北島営業所、徳島営業所、万代営業所、 鳴門営業所、鴨島営業所（以上徳島県） 路　　線　一般乗合バス35路線、高速バス13路線 車 両 数　240両
南海フェリー株式会社 （本社：和歌山市）	海運業	営 業 所　和歌山営業所（和歌山県）、 徳島営業所（徳島県） 営業航路　和歌山港－徳島港 船 舶 数　２隻
南海車両工業株式会社 （本社：大阪府堺市）	車両整備業	堺工場、千代田工場、吉見工場（以上大阪府）
南海不動産株式会社 （本社：大阪市）	不動産販売業	彩の台販売センター（和歌山県）、 つばさが丘販売センター（大阪府）
南海商事株式会社 （本社：大阪市）	駅ビジネス事業	駅売店（大阪府内20店舗、和歌山県内２店舗）、 ショップ南海（大阪府内25か所）、 N.KLASS三国ヶ丘（大阪府）、 ekimo天王寺・なんば・梅田（以上大阪府）
株式会社南海国際旅行 （本社：大阪市）	旅行業	南海トラベルサロン（大阪府）、 和歌山営業支店（和歌山県）、東日本営業部（東京都）、 福岡営業支店（福岡県）
住之江興業株式会社 （本社：大阪市）	ボートレース 施設賃貸業	ボートレース住之江（大阪府）
南海ビルサービス株式会社 （本社：大阪市）	ビル管理 メンテナンス業	東京支店（東京都）、泉佐野営業所（大阪府）、 徳島営業所（徳島県）
南海辰村建設株式会社 （本社：大阪市）	建設業	東京支店（東京都）、和歌山営業所（和歌山県）、 横浜営業所（神奈川県）

注　泉北高速鉄道株式会社の鉄道事業の駅数には、当社との共同使用駅である中百舌鳥駅が含まれております。

(8) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

使用人数	前期末比増減
8,853名	45名増

(9) 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

借　入　先	借 入 額
株式会社日本政策投資銀行	84,020百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	32,481百万円
三井住友信託銀行株式会社	31,709百万円
株式会社三井住友銀行	30,759百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	20,082百万円

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 1,600,000,000株
② 発行済株式の総数 567,012,232株（自己株式150,886株を含む。）
③ 株 主 数 50,988名（前期末比4,275名減）
④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	45,040千株	7.9%
日本生命保険相互会社	13,803千株	2.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,824千株	2.3%
株式会社池田泉州銀行	7,945千株	1.4%
三井住友信託銀行株式会社	7,580千株	1.3%
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,368千株	1.3%
株式会社三井住友銀行	7,147千株	1.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口７）	5,623千株	1.0%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	5,601千株	1.0%
株式会社髙島屋	5,035千株	0.9%

注 持株比率は、自己株式（150,886株）を除いて計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（平成28年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	山中　諄	西日本高速道路株式会社　取締役会長（社外取締役）
取締役社長兼CEO (代表取締役)	遠北光彦	深展133計画推進室担当
専務取締役 (代表取締役)	金森哲朗	鉄道営業本部長 南海辰村建設株式会社　監査役
常務取締役	高木俊之	深展133計画推進室長、経営政策室長、プロジェクト推進室長
常務取締役	金原克也	流通営業本部長
常務取締役	岩井啓一	経理室長、監査部担当
取締役	井上　努	不動産営業本部長
取締役	阪田　茂	鉄道営業本部副本部長、営業推進室長
取締役	芦辺直人	グループ事業室長
取締役	浦地紅陽	総務室長、東京支社長、和歌山支社長
取締役	内藤碩昭	株式会社三菱東京UFJ銀行　名誉顧問 岩谷産業株式会社　社外取締役
取締役	増倉一郎	
取締役	村上仁志	三井住友信託銀行株式会社　特別顧問

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
常任監査役 (常勤)	藤　田　隆　一	南海辰村建設株式会社　社外監査役
常任監査役 (常勤)	勝　山　正　章	
監　査　役	奥　　正　之	株式会社三井住友フィナンシャルグループ　取締役会長 花王株式会社　社外取締役 中外製薬株式会社　社外取締役 株式会社小松製作所　社外取締役 パナソニック株式会社　社外取締役 東亜銀行有限公司　非常勤取締役
監　査　役	荒　尾　幸　三	弁護士 日本毛織株式会社　社外取締役 株式会社日本触媒　社外監査役 ホソカワミクロン株式会社　社外監査役
監　査　役	饗　庭　浩　二	星光ビル管理株式会社　代表取締役社長

注1．取締役　内藤碩昭、同　増倉一郎及び同　村上仁志は、社外取締役であります。
2．監査役　奥　正之、同　荒尾幸三及び同　饗庭浩二は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役　内藤碩昭、同　増倉一郎及び同　村上仁志並びに監査役　荒尾幸三及び同　饗庭浩二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．平成27年６月23日、取締役社長兼COO（代表取締役）　亘　信二及び取締役副社長　福田順太郎は、任期満了により退任いたしました。
5．同日、芦辺直人及び浦地紅陽は、新たに取締役に就任いたしました。
6．同日、取締役会長兼CEO（代表取締役）　山中　諄は取締役会長に、取締役　遠北光彦は取締役社長兼CEO（代表取締役）に、常務取締役　金森哲朗は専務取締役（代表取締役）に、それぞれ就任いたしました。

7. 当期中の担当の異動は、次のとおりであります。
異動日：平成27年６月23日

氏　　名	新	旧
山　中　　諄		深展133計画推進室担当
遠　北　光　彦	深展133計画推進室担当	グループ事業室長
高　木　俊　之	深展133計画推進室長、 経営政策室長、 プロジェクト推進室長	深展133計画推進室長、 同室部長、経営政策室長、 事業戦略室長
岩　井　啓　一	経理室長、監査部担当	経理室長
阪　田　　茂	鉄道営業本部副本部長、 営業推進室長	総務室長、東京支社長、 和歌山支社長

8. 取締役　内藤碩昭は、平成27年６月26日、岩谷産業株式会社の社外監査役を退任し、同日、同社の社外取締役に就任いたしました。
9. 監査役　奥　正之は、平成27年８月１日、東亜銀行有限公司の非常勤取締役に就任いたしました。
10. 監査役　荒尾幸三は、平成27年12月22日、ホソカワミクロン株式会社の社外監査役に就任いたしました。
11. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、次の６名であります。
　　桝元政明　南海バス株式会社　取締役社長
　　外浜道明　阪堺電気軌道株式会社　取締役社長
　　中林　誠　運輸部長
　　望月　理　ツーリズム事業部長
　　福地俊明　南海フェリー株式会社　取締役社長
　　田内信彦　経理部長

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　　数	金　　額
取締役（うち社外）	15名（３名）	274百万円（25百万円）
監査役（うち社外）	５名（３名）	72百万円（25百万円）

注１. 上記には、平成27年６月23日に任期満了により退任した取締役２名に対する報酬を含んでおります。
　２. 社外監査役１名は、当社の子会社である住之江興業株式会社から、同社の役員報酬として１百万円の支給を受けております。

③　社外取締役及び社外監査役に関する事項

ア、他の法人等の業務執行者又は社外役員等との重要な兼職に関する事項

区　　分	氏　　名	重要な兼職の状況
取　締　役	内　藤　碩　昭	岩谷産業株式会社　社外監査役（平成27年６月26日退任） 同社　社外取締役（同日就任）
監　査　役	奥　　正　之	株式会社三井住友フィナンシャルグループ　取締役会長 花王株式会社　社外取締役 中外製薬株式会社　社外取締役 株式会社小松製作所　社外取締役 パナソニック株式会社　社外取締役 東亜銀行有限公司　非常勤取締役（平成27年８月１日就任）
監　査　役	荒　尾　幸　三	日本毛織株式会社　社外取締役 株式会社日本触媒　社外監査役 ホソカワミクロン株式会社　社外監査役 （平成27年12月22日就任）
監　査　役	饗　庭　浩　二	星光ビル管理株式会社　代表取締役社長

注１．株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社である株式会社三井住友銀行は、当社の大株主であり、当社は、同行との間で資金借入等の取引を行っております。
２．その他の兼職先と当社との間に、開示すべき関係はありません。

イ、主な活動状況

取締役　内藤碩昭、同　増倉一郎及び同　村上仁志は、上場会社の経営者としての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

監査役　奥　正之、同　荒尾幸三及び同　饗庭浩二は、取締役会に出席し、審議内容の確認を行うとともに、監査役会や取締役会長（取締役会議長）及び代表取締役との面談において、主として内部統制の有効性を検証する観点からの質問や意見交換を行うなど、監査の充実に努めました。

なお、取締役会及び監査役会への出席状況は、次のとおりであります。

区　分	氏　名	取締役会及び監査役会への出席状況
取締役	内藤碩昭	取締役会　13回中13回出席
取締役	増倉一郎	取締役会　13回中13回出席
取締役	村上仁志	取締役会　13回中13回出席
監査役	奥　正之	取締役会　13回中12回出席　監査役会　13回中12回出席
監査役	荒尾幸三	取締役会　13回中13回出席　監査役会　13回中13回出席
監査役	饗庭浩二	取締役会　13回中13回出席　監査役会　13回中13回出席

(3) 会計監査人に関する事項

① 名　称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区　　分	金　額
ア、会計監査人の報酬等の額	80百万円
イ、当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147百万円

注１. 監査役会は、前期の監査方法等の実績を分析・評価し、さらに期初の監査計画と実績・監査結果の対比を踏まえ、当期の監査計画における監査時間・配員計画のほか、監査法人の監査の品質等を検討した結果、報酬額の見積りは相当であると判断し、報酬等の額に同意しております。

２. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、上記体制（内部統制システム）の整備について次のとおり決議しております。

① 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定するとともに、内部監査及びコンプライアンス経営の推進を担当する専任組織を設置しております。

この「企業倫理規範」の精神を定着させるための指針として、当社及びグループ会社の役職員一人ひとりの業務や行動レベルにまでブレイクダウンして示す「コンプライアンスマニュアル」の策定や研修等を通じて、反社会的勢力との関係遮断とコンプライアンス経営の理念浸透に努めておりますほか、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正していくための体制として、役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理ホットライン制度」を設置しております。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営推進に向けた諸施策を審議するとともに、万一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、同委員会において、その是正や再発防止策についての提言を行ってまいります。

このほか、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を適切に整備・運用するとともに、内部監査部門による有効性の評価を通じて、当該体制の維持・改善をはかってまいります。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「文書規程」等の社内規則に従い、適切に作成のうえ、保存・管理を行っております。また、「情報セキュリティポリシー」を定め、当社が保有する情報資産を適切に保護し、情報資産の「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保するための体制を整えております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、危機（重大事故及び災害を除く。）の発生を予防するとともに、発生した場合の会社及び役職員並びに旅客・顧客に対する被害を最小限にとどめるための包括的な規範として「危機管理指針」を定めるほか、重大事故及び災害の発生又は発生のおそれがある場合における対策組織、応急処理等を定めるとともに、災害発生時の旅客・顧客及び役職員の安全確保と早期復旧をはかり、被害を最小限に抑えることにより、企業の社会的責任を果たすことを目的として、「災害対策規程」を定めております。

また、「グループ会社管理規程」において、グループ会社の危機情報の把握に努め、「危機管理指針」に準拠して、グループ会社の危機管理を行わなければならない旨を定めております。

鉄道事業におきましては、輸送の安全を確保するために、「安全管理規程」を制定し、「安全推進委員会」を設置しております。今後、なお一層、安全管理マネジメントの推進に努めてまいります。

このほか、当社各部門の所管業務及びグループ会社の事業運営に付随するリスクの管理については、対応部門又は対応会社において必要に応じ、研修や規程・マニュアルの整備等を行っております。

④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務活動の組織的かつ効率的な運営を実現するために、社内規則により、業務組織及び事務分掌並びに各職位に配置された者の責任・権限・義務等が明確に定められており

ます。

また、取締役会が設定する経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要な事項を審議するために、常勤取締役を構成員とする常務会を週１回開催するなど、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めておりますほか、取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立を目的として、執行役員制度を導入しております。

グループ会社の取締役の職務の執行にあたっては、「グループ会社指導方針」に基づき、経営の機動性及び自主性に配慮しつつ、事業規模・特性等を勘案したうえで、組織形態・機関設計の基本方針を定めております。また、財務報告の信頼性確保と業務の効率化を目的として、経理業務のシェアードサービスを導入しております。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、当社内部監査部門による内部監査（グループ会社監査を含む。）を計画的に実施する体制を整えております。

⑤　当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ会社指導方針」及び「グループ会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社間の意思疎通の連携を密にし、重要な設備投資案件をはじめ一定の経営上の重要な事項はあらかじめ当社の承認を必要としているほか、必要に応じて適宜報告を求めるものとしております。

⑥　その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社役職員をグループ会社の役員又は幹部職員として派遣し、企業集団としての一体的経営及び効果的な統制に努めるとともに、準常勤監査役の配置やグループ会社監査役連絡会を通じて、グループ各社の監査役の機能強化と情報の共有化をはかっております。

また、「IT管理規程」を制定し、IT統制の確立に努めるほか、グループ会社に対する融資の実行にあたっては、当社審査委員会による厳格な審査手続を設けるなど、グループ全体としての業務の適正をはかっております。

⑦　当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会及び監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しております。監査役室は、「社則」により、代表取締役その他の業務執行取締役による指揮命令系統からは明確に分離され、その所属員は監査役の指揮命令に服すとともに、その異動及び評価については、常任監査役（常勤）の同意を得ることとしております。

当社取締役及び使用人は、常任監査役に対し常務会その他重要な会議への出席を求め、これらの会議において、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等を報告するほか、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書を回付する体制を整えております。また、監査役の求めに応じ、個別の経営課題に関する意見交換を行うこととしております。

「企業倫理ホットライン制度」の運用にあたっては、「企業倫理ホットライン制度規程」において、全ての役職員は情報提供者に対して不利益・不当な扱いや報復・差別的行為をしてはならない旨を定めているほか、その運用状況について、定期的に常任監査役に報告することとしております。

当社は、監査役会の監査計画等に基づき、通常の監査費用について予算化する一方、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して意見を求めた場合等、予算外で特別に生じた費用を請求したときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、不合理に支出を留保しないものとします。

当社は、内部統制システムを上記決議のとおり運用しており、今後も内部統制システムの適切な整備・運用に努めてまいります。なお、当期において実施いたしました内部統制システムの運用に関する取組みのうち、特記すべき事項は、次のとおりであります。

コンプライアンス関係

企業倫理ホットライン制度に基づく通報窓口について、社内に加え、新たに社外の弁護士事務所に設置し、より適切な体制の整備に努めました。

リスク管理関係

昨年６月23日付の業務組織改正により、グループ全体のBCP（事業継続計画）策定のほか、情報セキュリティ、マイナンバー制度への対応等、総合的なリスク管理を強化することを目的として、「法務部」を「リスクマネジメント部」として改組いたしました。

(2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が企業価値を確保・向上させるためには、沿線住民を核とする顧客及び地域社会との良好な信頼関係を維持・強化していくことが必要であり、また、鉄道事業者としての最大の使命である安全輸送を確保することが何よりも重要であります。当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

ア、基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは、企業価値向上に向けた取組みといたしまして、量的成長（収益拡大）と質的向上（財務健全性向上）により、事業基盤を一層強固なものとするために、平成27年度から平成29年度までを対象期間とする中期経営計画「深展133計画」を策定し、推進しております。この「深展133計画」では、これまで築いてきた事業基盤を「さらに深耕し展げていく３年間」と位置付け、上記１の(2)「対処すべき課題」に記載のとおり、次の３項目を基本方針（最重点項目）として、さまざまな企業価値の向上策に取り組んでおります。

（ア）泉北関連事業の強化

（イ）関空・インバウンド事業の拡大

（ウ）なんばエリアの求心力向上

イ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成25年６月21日開催の第96期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の内容を改定したうえ、更新することについてご承認をいただいております。本プランの内容の概要は、次のとおりであります。

（ア）目的

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断を

するために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

（イ）手続の設定

本プランは、当社株券等の20％以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。なお、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容等の検討に必要な情報等を当社に提出することが求められます。当社取締役会は、買収者から情報等が提出された場合、外部専門家からの助言又は意見を得たうえで、買付等の内容等の検討、買収者の提示する経営計画・事業計画等の検討、代替案の検討、買収者との協議・交渉等を行い、買付等の内容に対する意見をとりまとめ、株主の皆さまに対して提示します。

当社取締役会は、上記の手続に従い検討を行った結果、新株予約権の無償割当てを実施しない旨決定した場合を除き、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。但し、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合には、株主総会を招集せずに、取締役会において新株予約権の無償割当ての実施についての決議をすることができるものとします。

上記のほか、当社取締役会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断する場合には、株主総会を開催し、買収者の買付等に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

（ウ）新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付等が本プランに定められた手続に従わないものであったり、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等であって本プランに定める要件に該当する場合には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆さまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大約50％まで希釈化される可能性があります。

（エ）本プランの有効期間及び廃止

本プランの有効期間は、平成25年６月21日開催の第96期定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、(ⅰ)当社の株主総会において、本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ⅱ)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

③　上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

ア、基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②のアの取組み）について

上記②のアに記載した中期経営計画「深展133計画」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

したがって、これらの取組みや各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記②のイの取組み）について

上記②のイに記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会において株主の皆さまの承認を得て改定・更新されたものであること、株主総会又は取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていること、発動の是非についても、一定の場合を除き、株主総会において株主の皆さまの意思を確認することとしていること等、株主意思を重視するものであり、また、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、本プランの運用に際して外部専門家の助言又は意見を取得することとしていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

本プランは、本総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、本年３月30日開催の取締役会において、本総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、本プランを更新することについて決定しております。更新後の本プランの内容につきましては、前記株主総会参考書類「第３号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件」をご参照下さい。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、百万人単位の記載人員は百万人未満を、千株単位の記載株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**79,575**
現金及び預金	18,768
受取手形及び売掛金	21,421
商品及び製品	24,563
仕掛品	447
原材料及び貯蔵品	2,627
繰延税金資産	2,450
その他	9,380
貸倒引当金	△84
固定資産	**815,045**
有形固定資産	771,830
建物及び構築物	343,299
機械装置及び運搬具	22,100
土地	353,214
建設仮勘定	47,357
その他	5,858
無形固定資産	9,109
投資その他の資産	34,105
投資有価証券	24,180
長期貸付金	153
退職給付に係る資産	53
繰延税金資産	2,243
その他	9,527
貸倒引当金	△2,053
資産合計	**894,621**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**193,038**
支払手形及び買掛金	22,827
短期借入金	82,364
１年以内償還社債	20,000
未払法人税等	4,204
賞与引当金	2,424
建替関連損失引当金	29
その他	61,188
固定負債	**497,643**
社債	70,000
長期借入金	311,796
繰延税金負債	46,688
再評価に係る繰延税金負債	19,165
退職給付に係る負債	16,183
その他	33,809
負債合計	**690,681**
純資産の部	
株主資本	**159,125**
資本金	72,983
資本剰余金	28,089
利益剰余金	58,128
自己株式	△76
その他の包括利益累計額	**35,572**
その他有価証券評価差額金	5,602
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	31,830
退職給付に係る調整累計額	△1,860
非支配株主持分	**9,241**
純資産合計	**203,939**
負債純資産合計	**894,621**

連結損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**219,065**
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	179,680	
販売費及び一般管理費	7,065	**186,746**
営業利益		**32,318**
営業外収益		
受取利息及び配当金	692	
その他の収益	577	**1,269**
営業外費用		
支払利息及び社債利息	6,081	
その他の費用	395	**6,477**
経常利益		**27,110**
特別利益		
工事負担金等受入額	4,434	
その他の利益	519	**4,953**
特別損失		
減損損失	9,074	
工事負担金等圧縮額	4,392	
固定資産除却損	1,116	
その他の損失	109	**14,691**
税金等調整前当期純利益		**17,372**
法人税、住民税及び事業税	7,265	
法人税等調整額	△3,085	**4,179**
当期純利益		**13,192**
非支配株主に帰属する当期純利益		**579**
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,612**

計算書類

貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**44,350**
現金及び預金	8,564
未収運賃	3,650
未収金	3,177
未収収益	1,109
短期貸付金	5,104
販売土地及び建物	19,433
貯蔵品	1,650
前払費用	332
繰延税金資産	1,325
その他の流動資産	863
貸倒引当金	△862
固定資産	**758,354**
鉄道事業固定資産	284,779
開発関連及び付帯事業固定資産	290,089
各事業関連固定資産	6,764
建設仮勘定	41,193
投資その他の資産	135,527
関係会社株式	106,171
投資有価証券	16,423
出資金	400
長期貸付金	13,013
長期前払費用	402
前払年金費用	296
その他の投資等	1,151
投資評価引当金	△29
貸倒引当金	△2,302
資産合計	**802,704**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**184,130**
短期借入金	70,300
１年以内償還社債	20,000
未払金	17,793
未払費用	3,242
未払消費税等	287
未払法人税等	2,049
預り連絡運賃	1,460
預り金	36,948
前受運賃	2,942
前受金	27,367
前受収益	749
賞与引当金	959
建替関連損失引当金	29
固定負債	**450,607**
社債	70,000
長期借入金	300,685
繰延税金負債	31,809
再評価に係る繰延税金負債	18,482
退職給付引当金	8,955
関係会社事業損失引当金	2
資産除去債務	136
その他の固定負債	20,534
負債合計	**634,738**
純資産の部	
株主資本	**133,467**
資本金	72,983
資本剰余金	28,094
資本準備金	25,179
その他資本剰余金	2,914
利益剰余金	32,465
その他利益剰余金	32,465
繰越利益剰余金	32,465
自己株式	△76
評価・換算差額等	**34,499**
その他有価証券評価差額金	3,618
土地再評価差額金	30,880
純資産合計	**167,966**
負債純資産合計	**802,704**

損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
鉄道事業		
営業収益	**58,602**	
営業費	**47,431**	
営業利益		**11,171**
開発関連及び付帯事業		
営業収益	**35,792**	
営業費	**27,805**	
営業利益		**7,987**
全事業営業利益		**19,158**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,436	
その他の収益	364	**1,801**
営業外費用		
支払利息及び社債利息	5,824	
その他の費用	250	**6,074**
経常利益		**14,885**
特別利益		
工事負担金等受入額	3,999	
環境対策費戻入益	121	**4,121**
特別損失		
減損損失	8,830	
工事負担金等圧縮額	3,982	
固定資産除却損	577	**13,390**
税引前当期純利益		**5,616**
法人税、住民税及び事業税	2,490	
法人税等調整額	△1,597	**892**
当期純利益		**4,723**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

南海電気鉄道株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　研　了　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　今　井　康　好　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南海電気鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

南海電気鉄道株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　研　了　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　今　井　康　好　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

平成28年５月12日

南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長　遠北　光彦 殿

南海電気鉄道株式会社　監査役会
常任監査役(常勤)　藤　田　隆　一　㊞
常任監査役(常勤)　勝　山　正　章　㊞
社外監査役　奥　　正　之　㊞
社外監査役　荒　尾　幸　三　㊞
社外監査役　饗　庭　浩　二　㊞

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

以　上

（メモ欄）

株主総会会場ご案内略図

会場：大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）

大阪市浪速区難波中三丁目４番36号



交通のご案内		
	南海電鉄 なんば駅	**南口**より徒歩約**4**分
	地下鉄 なんば駅	
	御堂筋線・千日前線	**5番出口**より徒歩約**5**分
	四つ橋線	**32番出口**より徒歩約**7**分

※お車でのご来場はご遠慮下さい。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。